

第 185 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2019 年 3 月 18 日（月）午後 3 時 00 分～5 時 05 分 経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝（委員長代理）、小路直彦、笛田俊治（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																					
<p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」4月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事概要案が承認された。 ・ 審査対象資材のうち、4月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;"><品目></th> <th style="text-align: center; width: 20%;">[地区]</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上伸した資材】</td> </tr> <tr> <td>鉄屑</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>大型の解体案件が一巡し、市中発生量は低調に推移する中、関東湾岸の輸出向け船積みが集中し、需給は引き締めを見せている。主要な需要者が断続的に買入れ価格を引き上げ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td style="text-align: center;">大津、奈良、和歌山、岡山、広島、下関、大分</td> <td>メーカー各社は石炭価格や物流費の上昇を理由に昨年4月出荷分より値上げを打ち出す。段階的に売り腰を強めた結果、大津、奈良、和歌山、岡山、広島等の地区の需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート用砂（荒目）</td> <td style="text-align: center;">宇都宮</td> <td>宇都宮地区協組は共販を行っていないが、メーカー各社は製造コストの上昇分を転嫁すべく、昨年1月頃より値上げを打ち出す。3年度の国体向け需要も見込まれる中、値上げの一部が浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート用砂（荒目）・（細目）</td> <td style="text-align: center;">千葉、東京、横浜</td> <td>千葉、東京、横浜各地区の需要者に対し、荒目砂・細目砂の産地メーカー及び商社は運搬コスト増を主たる理由として値上げを打ち出す。安定供給を優先する需要者側がこれを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>クラッシュラン</td> <td style="text-align: center;">鳥取</td> <td>鳥取地区でクラッシュランを製造するメーカーは1社で、自動車専用道路向けの出荷が集中する中、昨年秋口に値上げを打ち出す。他社からの購入が困難な需要者は値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	[地区]	(理由)	【上伸した資材】			鉄屑	全国	大型の解体案件が一巡し、市中発生量は低調に推移する中、関東湾岸の輸出向け船積みが集中し、需給は引き締めを見せている。主要な需要者が断続的に買入れ価格を引き上げ、市況上伸。	セメント	大津、奈良、和歌山、岡山、広島、下関、大分	メーカー各社は石炭価格や物流費の上昇を理由に昨年4月出荷分より値上げを打ち出す。段階的に売り腰を強めた結果、大津、奈良、和歌山、岡山、広島等の地区の需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。	コンクリート用砂（荒目）	宇都宮	宇都宮地区協組は共販を行っていないが、メーカー各社は製造コストの上昇分を転嫁すべく、昨年1月頃より値上げを打ち出す。3年度の国体向け需要も見込まれる中、値上げの一部が浸透し、市況上伸。	コンクリート用砂（荒目）・（細目）	千葉、東京、横浜	千葉、東京、横浜各地区の需要者に対し、荒目砂・細目砂の産地メーカー及び商社は運搬コスト増を主たる理由として値上げを打ち出す。安定供給を優先する需要者側がこれを受け入れ、市況上伸。	クラッシュラン	鳥取	鳥取地区でクラッシュランを製造するメーカーは1社で、自動車専用道路向けの出荷が集中する中、昨年秋口に値上げを打ち出す。他社からの購入が困難な需要者は値上げを受け入れ、市況上伸。
<品目>	[地区]	(理由)																				
【上伸した資材】																						
鉄屑	全国	大型の解体案件が一巡し、市中発生量は低調に推移する中、関東湾岸の輸出向け船積みが集中し、需給は引き締めを見せている。主要な需要者が断続的に買入れ価格を引き上げ、市況上伸。																				
セメント	大津、奈良、和歌山、岡山、広島、下関、大分	メーカー各社は石炭価格や物流費の上昇を理由に昨年4月出荷分より値上げを打ち出す。段階的に売り腰を強めた結果、大津、奈良、和歌山、岡山、広島等の地区の需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。																				
コンクリート用砂（荒目）	宇都宮	宇都宮地区協組は共販を行っていないが、メーカー各社は製造コストの上昇分を転嫁すべく、昨年1月頃より値上げを打ち出す。3年度の国体向け需要も見込まれる中、値上げの一部が浸透し、市況上伸。																				
コンクリート用砂（荒目）・（細目）	千葉、東京、横浜	千葉、東京、横浜各地区の需要者に対し、荒目砂・細目砂の産地メーカー及び商社は運搬コスト増を主たる理由として値上げを打ち出す。安定供給を優先する需要者側がこれを受け入れ、市況上伸。																				
クラッシュラン	鳥取	鳥取地区でクラッシュランを製造するメーカーは1社で、自動車専用道路向けの出荷が集中する中、昨年秋口に値上げを打ち出す。他社からの購入が困難な需要者は値上げを受け入れ、市況上伸。																				

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
	クラッシュラン コンクリート用砕石	宇都宮、さいたま、 千葉、東京、横浜	クラッシュラン・砕石を供給する各産地メーカーは、価格引き上げを受け入れた需要者から優先的に出荷する方針を打ち出したことから、需要者側もこれを受け入れざるを得ず、市況上伸。
	軽油	全国	原油高騰を受けて元売会社は卸価格の値上げを通知。市況は上伸したが、販売数量を意識した安値取引も散見されたことから、店頭市況の上昇には時間を要した。先行き横ばいの見通し。
	自由勾配側溝	新潟、大分	新潟地区では昨年4月以降、大分地区では昨年8月以降に製造コスト等の上昇から、メーカー各社が約10%の値上げを打ち出した。県外業者との競合も少なく、需要者側は値上げを受け入れ、市況上伸。
	インターロッキング ブロック	東北、関東	原材料コストや運搬コストの上昇を背景に、メーカー各社は現状の価格水準を押し上げるため販売姿勢を強化。東北地区及び関東地区の需要者がこれを受け入れ、市況上伸。
	ベンチフリューム	高松	運搬費や原材料価格の上昇を受け、メーカー各社は昨年4月以降に10%程度の値上げを打ち出す。秋口から農地改良工事等の発注が活発化し、値上げを容認する需要者が増え、市況上伸。
	コンクリート積み ブロック	松山	西日本豪雨に伴う復旧工事向けの出荷が増加し、需給はひっ迫。製造コストが増大する中、メーカー各社は昨年9月以降に相次いで値上げを表明。需要者側もこれを受け入れ、市況上伸。
	【下落した資材】 ストレートアスファ ルト	全国（沖縄を除く）	昨年11月中旬から12月下旬までの原油価格の下落が影響し、卸価格は1/1にt当たり9,000円の下落となった。ディーラー筋では下落幅の圧縮を目指したものの、ユーザー側の反発は強く、市況下落。
○今回の鉄屑価格の上昇が、今後、異形棒鋼などの価格上昇につながるのか。	・鉄屑は価格変動が大きく、今回の価格上昇も短期的なものとなる可能性はある。鉄屑価格の上昇は、異形棒鋼などの製品価格を押し上げる要因となるが、現時点で、そこまでの影響は与えていない。		
○2月の油種別の仕入れ価格に各社で違いは見られないが、通常のことか。	・2月の仕入れ状況について、ヒアリング調査の範囲内では油種による違いは各社で見られなかったが、一般的には各社で違いが見られることが多い。		

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果															
<p>3. 「積算資料」4月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○型枠用合板の調査情報に「年度末」という表現があるが、民間需要が主体の建築業界でも、年度末繁忙期というものには存在するのか。</p> <p>4. 「土木施工単価」春号土木工事費の価格変動の妥当性について</p> <p>○人件費の上昇や担い手確保に向けた待遇改善などは、土木市場単価にも当てはまる内容と思われるが、今回、港湾市場単価のみが上伸した理由は。</p>	<p>・審査対象資材のうち、4月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市はなかった。</p> <p>・型枠用合板の販売会社は決算を年4回としている業者が多く、所謂、決算売りという考え方は存在する。合板の場合、販売会社の多くは年度末3月の決算を重視しているため、この時期のヒアリング情報に決算売りを意識した「年度末」という表現が出てきたものと思われる。</p> <p>・審査対象工種のうち、春号で掲載価格に変動が生じる土木工種、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table border="1" data-bbox="638 638 1468 1243"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 638 861 672"><品目></th> <th data-bbox="861 638 1085 672">【地区】</th> <th data-bbox="1085 638 1468 672">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="638 672 861 705">【上伸した工種】</td> <td data-bbox="861 672 1085 705"></td> <td data-bbox="1085 672 1468 705"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 705 861 918">鉄筋工</td> <td data-bbox="861 705 1085 918">沖縄</td> <td data-bbox="1085 705 1468 918">那覇空港滑走路工事を始めとして、土木鉄筋工事の需要増加が顕著であり、県内の需要がひっ迫。専門工事業者側の値上げ要請を受け、需要者側でも値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 918 861 1064">鉄筋工(港湾)</td> <td data-bbox="861 918 1085 1064">全国(宮城地区を除く)</td> <td data-bbox="1085 918 1468 1064">人件費上昇によるコスト増加を背景にした専門工事業者側の値上げ交渉に対し、需要者側がその一部を受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1064 861 1243">型枠工(港湾) コンクリート打設工(港湾)</td> <td data-bbox="861 1064 1085 1243">全国</td> <td data-bbox="1085 1064 1468 1243">維持・改良工事の増加による施工性の低下、及び担い手確保に向けた職人の待遇改善を理由とする専門工事業者側の値上げが浸透し、市況上伸となった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・港湾工事の特殊性に、港湾工事を専門とする工事業者が非常に限られていることがあげられる。そのため、土木市場単価と異なる変動となった。また、所謂、多能工を有する専門工事業者が多くを施工するため、今回、鉄筋工、型枠工からコンクリート打設工まで同時に市況上伸となった。</p>	<品目>	【地区】	(理由)	【上伸した工種】			鉄筋工	沖縄	那覇空港滑走路工事を始めとして、土木鉄筋工事の需要増加が顕著であり、県内の需要がひっ迫。専門工事業者側の値上げ要請を受け、需要者側でも値上げを受け入れ、市況上伸。	鉄筋工(港湾)	全国(宮城地区を除く)	人件費上昇によるコスト増加を背景にした専門工事業者側の値上げ交渉に対し、需要者側がその一部を受け入れ、市況上伸。	型枠工(港湾) コンクリート打設工(港湾)	全国	維持・改良工事の増加による施工性の低下、及び担い手確保に向けた職人の待遇改善を理由とする専門工事業者側の値上げが浸透し、市況上伸となった。
<品目>	【地区】	(理由)														
【上伸した工種】																
鉄筋工	沖縄	那覇空港滑走路工事を始めとして、土木鉄筋工事の需要増加が顕著であり、県内の需要がひっ迫。専門工事業者側の値上げ要請を受け、需要者側でも値上げを受け入れ、市況上伸。														
鉄筋工(港湾)	全国(宮城地区を除く)	人件費上昇によるコスト増加を背景にした専門工事業者側の値上げ交渉に対し、需要者側がその一部を受け入れ、市況上伸。														
型枠工(港湾) コンクリート打設工(港湾)	全国	維持・改良工事の増加による施工性の低下、及び担い手確保に向けた職人の待遇改善を理由とする専門工事業者側の値上げが浸透し、市況上伸となった。														
<p>5. 「建築施工単価」春号建築工事費の価格変動の妥当性について</p> <p>○東北の被災3県の市況は、現在、どのような状況か。</p>	<p>・審査対象工種のうち、春号で掲載価格に変動が生じる建築工種、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table border="1" data-bbox="638 1556 1468 1803"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 1556 861 1590"><品目></th> <th data-bbox="861 1556 1085 1590">【地区】</th> <th data-bbox="1085 1556 1468 1590">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="638 1590 861 1803">コンクリート工事</td> <td data-bbox="861 1590 1085 1803">那覇</td> <td data-bbox="1085 1590 1468 1803">マンション、ホテル建設等、民間工事需要が旺盛で、工事業者の手持ち工事量は豊富。元請業者の段階で選別受注の動きも見られる中、専門工事業者側の値上げ交渉が浸透し、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・当初の想定より早く需要の減少傾向が現れ、現在も市況は弱含み。新規案件の話も出始めているが、先行きについては不透明な状況である。</p>	<品目>	【地区】	(理由)	コンクリート工事	那覇	マンション、ホテル建設等、民間工事需要が旺盛で、工事業者の手持ち工事量は豊富。元請業者の段階で選別受注の動きも見られる中、専門工事業者側の値上げ交渉が浸透し、市況上伸。									
<品目>	【地区】	(理由)														
コンクリート工事	那覇	マンション、ホテル建設等、民間工事需要が旺盛で、工事業者の手持ち工事量は豊富。元請業者の段階で選別受注の動きも見られる中、専門工事業者側の値上げ交渉が浸透し、市況上伸。														
<p>6. その他</p> <p>(1) 次回開催予定</p>	<p>・2019年4月17日(水)10時～12時と決定。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>															

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。